(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

_		担当課	林業政策課	検索番号	3 - 4	
法令名	森林法	根拠条項	5 8 - 5			
許認可等	使用権設定後の土地の形質の変更又は工作物の新築等の承認					

(根拠規定)

(損失補償)

第五十八条

5 土地の所有者又は関係人が、第五十条第三項の規定による都道府県知事の通知があつた後に土地の形質を変更し、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕をし、又は物件を附加増置したときは、これについての損失は、補償しなくてもよい。但し、あらかじめ都道府県知事の承認を受けてこれらの行為をしたときは、この限りでない。(許認可等の基準)

森林計画業務に係る審査基準、処分基準及び同意基準について(平成12 年12 月 1 日付け森第1095 号農林水産部 長通知)

第1 申請に対する処分

1 審查基準

- (2) 都道府県知事の処分に係る事項
- イ 法第58条第5項の規定による土地の使用権設定後の土地の形質変更、工作物の新築等の承認 土地の使用又は収用によってその土地の所有者及び関係人が受ける損失は、補償されることになるが、使 用権が設定されることを知った後又は収用の請求をした後、現実に使用又は収用されるまでに期間があるの で、その間に使用又は収用される者が悪意の投資をする危険がある。そのため、土地の所有者又は関係人が 法第50条第3項の規定による都道府県知事の通知があった後に土地の形質を変更し、工作物の新築、改築 増築若しくは大修繕をし、又は物件を附加増置したときは、これについての損失は、補償しなくてよいとさ れている。

しかし、あらかじめ都道府県知事の承認を受けてこれらの行為をした場合は補償の対象から除外しないこととされている。

上記の承認については、損失補償額をつり上げるための悪意の投資と異なるやむを得ない理由があって土地の形質の変更等をする場合に行うこととする。

(その他)